

吹田市立図書館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) }          {          (7) } -----略-----</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 }          2 } -----略-----</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に<u>健都ライブラリー</u>の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) 健都ライブラリーにあつては、第4条第2項に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) }          (3) } -----略-----</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) }          {          (7) } -----略-----</p> <p>(8) <u>吹田市立北千里図書館 吹田市古江台3丁目8番</u></p> <p>(目的)</p> <p>第4条 }          2 } -----略-----</p> <p><u>3 北千里図書館は、第1項に規定するもののほか、北千里地区公民館及び北千里児童センターと連携して世代間の交流の促進を図るための事業を行うことにより、地域の活性化に資することを目的とする。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に<u>健都ライブラリー又は北千里図書館</u>（以下この条及び次条において「図書館」という。）の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) 健都ライブラリー又は北千里図書館にあつては、第4条第2項又は第3項に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) }          (3) } -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に<u>健都ライブラリー</u>の管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、<u>健都ライブラリー</u>の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。</p> <p>3 } 4 } -----略-----</p> <p>(指定管理者候補者選定委員会)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により指定管理者に<u>健都ライブラリー</u>の管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 } 8 }</p>	<p>2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に<u>図書館</u>の管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、<u>図書館</u>の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。</p> <p>3 } 4 } -----略-----</p> <p>(指定管理者候補者選定委員会)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により指定管理者に<u>図書館</u>の管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 } 8 }</p>